

令和7年12月24日
千葉県環境審議会水環境部会



資料3-1

地盤沈下の防止に関する細目協定の改定に係る基本方針（案）の概要について

令和7年12月24日

千葉県環境生活部水質保全課



1.これまでの経緯と今後の見込み

令和5年～令和7年 県・企業で改定内容等※を協議（WGを計8回開催）

※ 気候変動の影響に伴う平均海面水位の上昇や、近年の大雨等の増加による浸水被害の頻発化・激甚化を意識した新たな取組

令和7年 9月4日 地質環境対策審議会開催（→専門的な見地からの意見聴取）

11月28日 関係市町村意見照会（→意見なし）

12月8日 県環境審議会に基本方針（案）を諮問

12月24日 県環境審議会水環境部会開催

令和8年 1月上旬 県環境審議会の答申を踏まえ基本方針を策定

1月下旬 各企業と細目協定締結

2月1日 新細目協定適用開始

2.地質環境対策審議会からの意見の概要

- 改定内容について、専門的な見地から意見を聴取
- 新たな取組案について妥当と評価いただくとともに、地盤沈下の新たな計測技術の活用等、今後の協定における取組について、御意見をいただいた。

⇒参考資料1-3

「地盤沈下の防止に関する細目協定」の改定に当たっての
意見 参照

「千葉県地質環境対策審議会」

- 地盤沈下や地下水汚染等の対策に関する重要事項を調査・審議する
- 専門的知識を有する委員で構成

委員名簿

氏名	役職名
金田 一 広	千葉工業大学教授
久保 純 子	早稲田大学教授
小松 登志子	埼玉大学名誉教授
小松原 純 子	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 総括研究主幹
◎五 明 美智男	千葉工業大学非常勤講師
杉 田 文	千葉商科大学教授
寺 浦 康 子	弁護士
徳 永 朋 祥	東京大学大学院教授
中 島 秀 敏	公益財団法人 日本測量調査技術協会 理事・事務局長

◎会長

3.細目協定の改定に係る基本方針案について①

【改定の基本的な考え方】

かん水採取地域の地盤沈下は、協定による取組等により、長期的には沈静化の傾向にあるものの、一部地域では依然として沈下が継続しており、引き続き地盤沈下を抑制する必要がある。

新協定においては、これまでの取組を継続するとともに、気候変動の影響に伴う平均海面水位の上昇や大雨等による浸水被害の頻発化・激甚化を意識し、地盤沈下の抑制に向けた新たな取組を進める。

1. 対象企業

現細目協定を締結している8社

伊勢化学工業(株)、(株)INPEX JAPAN、AGC(株)、関東天然瓦斯開発(株)、(株)合同資源、日宝化学(株)、(株)富士ポーリング、三井化学(株)

2. 新協定の締結期間

令和8年2月1日※から令和12年12月31日

※ 改定内容の協議に時間を要したため、2月1日の適用開始予定。
現協定は期間を1か月延長。(企業合意済)

3. 新協定の目標

現協定に掲げる**目標を維持**する。

- (1) 年間目標 : 年間沈下量20mm以上の地域をなくす
- (2) 平野部※における目標 : 5年間の累積沈下量30mmを超える地域をなくす

※平野部: 九十九里地域の標高5m未満の地域で、浸水被害等の危険性が高いことから目標の強化を継続する

3.細目協定の改定に係る基本方針案について②

4. 新たな取組 《改定箇所：赤字》

＜現在進行する地盤沈下に対する新たな取組＞

5 目標達成のための方途（2）井戸の設置に係る取組

- ① 新たな井戸を設置するときは、地盤沈下の防止に関する協定第4条第2項の規定により定められた「天然ガス井戸設置基準」に基づき、標高5m未満の地域や市街地等を除いた区域内に限ることとした上で、当該井戸に係る地上排水限度量を設定し、周辺地域の初期沈下の防止を図るとともに、**開発地域周辺における水害リスクを考慮する。**

近年の大雨や短時間強雨の増加による浸水被害の頻発化・激甚化を意識し、洪水、津波、高潮による浸水リスクが高い地域で、井戸の設置を避けるなど地盤沈下の抑制に向けた自主的な取組を進める。

県でもハード対策を進めているが、想定を上回る規模の災害が発生する事案が発生しており、浸水被害軽減のためにかん水採取企業としてできる取組を進める

3.細目協定の改定に係る基本方針案について③

4. 新たな取組 《改定箇所：赤字》

<長期的な視点での新たな取組>

5 目標達成のための方途（2）井戸の設置に係る取組

- ② 平野部において、井戸の掘り替え※¹を行う場合は、地上排水量を掘り替え前より、原則20%以上削減するものとする。ただし、平野部のうち標高2m未満※²の地域においては、原則掘り替えを行わないものとする。

気候変動の影響に伴う平均海面水位の上昇により、浸水リスクが増大するため、特に標高の低い地域における取組を強化する

将来、浸水被害等の危険性が高まる平野部から、標高の高い地域へ生産活動を誘導する

※1 廃坑井戸の近隣に代替の井戸を掘削すること

※2 掘り替え禁止の対象標高について、当初、標高1.5m未満で企業と合意したが、その後再協議し、2m未満で最終的に合意した。

3.細目協定の改定に係る基本方針案について④

4. 新たな取組 《改定箇所：赤字》

5 目標達成のための方途（5）今後の地盤沈下防止対策の検討

更なる地盤沈下の防止に向け、今後のかん水採取や技術的な取組など、幅広い議論を行う場を設定し、県、地元市町村及び企業との間で協議・検討を行うとともに、積極的な情報公開とリスクコミュニケーションを図る。

気候変動の影響に伴う平均海面水位の上昇や、近年の大雨や短時間強雨の増加による浸水被害の頻発化・激甚化に対して、地盤沈下の抑制に向けた取組について、引き続き県と企業で協議・検討する。

水害に脆弱な地域における地盤沈下の抑制に向け、更なる取組を検討するため、県と企業が取り組むべき内容を整理し、どのような沈下対策が効果的か議論を継続する。